

付 議 第 2 号

平成 25 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項議案

別紙のとおり、平成 25 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項を定めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 24 号の規定により、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

別紙

平成25年度

高知県立特別支援学校
幼稚部・高等部入学志願者

取扱要項

高知県教育委員会

平成25年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

1 出 願 資 格

障害のある者で、次の事項に該当するものとする。

(1) 幼 稚 部

平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた者

(2) 高 等 部

ア 平成25年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの者

イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者

ウ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成25年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者

(3) 高等部専攻科

ア 高知県立盲学校

(ア) 平成25年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 平成25年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等		学年	定員
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚園部		3歳児～5歳児	若干名
		高等部	普通科	第1学年	
			保健医療科		
高等部 専攻科	理療科				
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚園部		3歳児～5歳児	若干名
		高等部	普通科	第1学年	
			産業技術科		
高等部 専攻科	産業技術科				
知的障害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	第1学年	若干名
	田野分校	高等部			
	高知県立日高養護学校	高等部	普通科	第1学年	若干名
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	16名
	高知県立中村養護学校	高等部	普通科	第1学年	若干名
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	第1学年	若干名
	子鹿園分校	高等部	普通科	第1学年	若干名
	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村養護学校	高等部	普通科	第1学年	若干名
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高等部	普通科	第1学年	若干名
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校				

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市、安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧十和村、大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	
	高知県立中村養護学校	四万十市古津賀3091番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡(四万十町)、幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1丁目2番25号 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利用者又は平成25年4月に利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	重症心身障害児施設土佐希望の家利用者又は平成25年4月に利用予定の者
	高知県立中村養護学校	四万十市古津賀3091番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡(四万十町)、幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1丁目2番25号 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に入院している者又は平成25年4月に入院を予定している者

4 出願手続

(1) 出願期間

平成25年1月18日（金）から1月25日（金）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

特別支援学校を通して1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、当該本校を第2志望として出願することができる。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成25年2月12日（火）

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5－(1)に示す、平成25年2月12日(火)の選考検査に関するもの	平成25年3月11日(月)) 平成25年4月10日(水)
取扱要項9－(2)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所 と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校（分校に出願した者については、当該分校）
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者就学指導委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、平成25年3月8日（金）から3月18日（月）までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成25年3月8日（金）以後に学校長が随時行うものとする。

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成25年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募 集 学 校、学 部、定 員 等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	高等部 普通科	第1学年	若 干 名
高知県立高知若草養護学校			
国立高知病院分校			
土佐希望の家分校			
高知県立中村養護学校			
高知県立高知江の口養護学校			

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、 長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、 吾川郡、高岡郡（四万十 町を除く）
高知県立中村養護学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四 万十市、幡多郡、四万十 町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立高知病院分校籍とする。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成25年1月18日（金）から1月25日（金）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

平成25年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成25年2月12日（火）

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認める場所

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者就学指導委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成24年9月1日から施行する。

高知県立特別支援学校の
幼稚部・高等部入学志願者
取 扱 要 項

平成 25 年度

発 行 高知県教育委員会
高知市丸ノ内 1 丁目 7-52
TEL (088) 821-4741
FAX (088) 821-4547

平成25年度高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱要項 新旧対照表

新（平成25年度）	旧（平成24年度）
<p>平成25年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p>	<p>平成24年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p>
<p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成25年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成25年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 （ア）平成25年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 （イ）特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 （ウ）特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 イ 高知県立高知ろう学校 （ア）平成25年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者 （イ）特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者</p> <p>2 募集学校、学部、定員等 ＜省略＞</p>	<p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成24年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成24年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 （ア）平成24年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 （イ）特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 （ウ）特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 イ 高知県立高知ろう学校 （ア）平成24年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者 （イ）特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者</p> <p>2 募集学校、学部、定員等 ＜省略＞</p>

二

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市、安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧十和村、大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	
高知県立中村養護学校	四万十市古津賀3091番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡(四万十町)、幡多郡	
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1丁目2番25号 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利用者又は平成25年4月に利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	重症心身障害児施設土佐希望の家利用者又は平成25年4月に利用予定の者
高知県立中村養護学校	四万十市古津賀3091番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡(四万十町)、幡多郡	
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1丁目2番25号 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に入院している者又は平成25年4月に入院を予定している者

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、香美市、南国市、高知市、安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧十和村、大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	
高知県立中村養護学校	四万十市古津賀3091番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡(四万十町)、幡多郡	
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1丁目2番25号 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利用者又は平成24年4月に利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	重症心身障害児施設土佐希望の家利用者又は平成24年4月に利用予定の者
高知県立中村養護学校	四万十市古津賀3091番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、高岡郡(四万十町)、幡多郡	
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1丁目2番25号 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に入院している者又は平成24年4月に入院を予定している者

4 出願手続

(1) 出願期間

平成25年1月18日(金)から1月25日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

特別支援学校を通して1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、当該本校を第2志望として出願することができる。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日

平成25年2月12日(火)

(2) 選考検査場所

出願先学校

4 出願手続

(1) 出願期間

平成24年1月18日(水)から1月25日(水)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

特別支援学校を通して1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、当該本校を第2志望として出願することができる。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日

平成24年2月10日(金)

(2) 選考検査場所

出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5－(1)に示す、平成25年2月12日(火)の選考検査に関するもの検査日	平成25年3月11日(月) 〃 平成25年4月10日(水)
取扱要項9－(2)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所 と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者就学指導委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。
- (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

- (1) 幼稚部
学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。
- (2) 高等部
学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。
- (3) 高等部専攻科
学校長は、平成25年3月8日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い

- (1) 特別支援学校の幼稚部
随時出願することができる。
- (2) 特別支援学校の高等部
特別な理由がある場合、平成25年3月8日（金）から3月18日（月）までに出願することができる。
ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。
- (3) 合格者の決定
合格者の決定については、7の定めに準ずる。
なお、合格者の発表等については、平成25年3月8日（金）以後に学校長が

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者就学指導委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。
- (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

- (1) 幼稚部
学校長は、平成24年3月9日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。
- (2) 高等部
学校長は、平成24年3月9日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。
- (3) 高等部専攻科
学校長は、平成24年3月9日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い

- (1) 特別支援学校の幼稚部
随時出願することができる。
- (2) 特別支援学校の高等部
特別な理由がある場合、平成24年3月12日（月）から3月21日（水）までに出願することができる。
ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。
- (3) 合格者の決定
合格者の決定については、7の定めに準ずる。
なお、合格者の発表等については、平成24年3月12日（月）以後に学校長が

随時行うものとする。

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成25年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

<省略>

3 入学区域

<省略>

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

平成25年1月18日(金)から1月25日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

随時行うものとする。

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成24年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

<省略>

3 入学区域

<省略>

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

平成24年1月18日(水)から1月25日(水)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

平成25年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成25年2月12日(火)

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者就学指導委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成25年3月8日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

(5) 県外からの出願

平成24年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成24年2月10日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者就学指導委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成24年3月9日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

平成25年度 入学選考に関する日程について

参考資料 2

1月	2月	3月
1 火 (元旦)	1 金	1 金
2 水	2 土	2 土
3 木	3 日	3 日
4 金	4 月	4 月
5 土	5 火	5 火
6 日	6 水	6 水
7 月	7 木 前期選抜	7 木
8 火	8 金	8 金 合格者発表 II期出願期間
9 水	9 土	9 土 合格者発表 出願期間外
10 木	10 日	10 日
11 金	11 月	11 月 後期選抜
12 土	12 火 選考検査日	12 火
13 日	13 水 I期選考日	13 水
14 月 (成人の日)	14 木	14 木
15 火	15 金 合格者発表(前期)	15 金
16 水	16 土	16 土 合格者発表(後期)
17 木 前期選抜出願期間	17 日	17 日
18 金 出願期間	18 月	18 月 再募集出願(高等学校)
19 土	19 火 後期選抜出願期間	19 火
20 日	20 水	20 水 (春分の日)
21 月 I期出願期間	21 木 前期選抜確約書提出締切	21 木 II期選考日
22 火	22 金	22 金 再募集 合格者発表
23 水	23 土	23 土
24 木	24 日	24 日
25 金	25 月 後期選抜志願先変更期間	25 月 合格者発表(再募集)
26 土	26 火	26 火
27 日	27 水 後期選抜調査等の提出期間	27 水
28 月 前期選抜調査等の提出期間	28 木 就学指導委員会 予定	28 木
29 火		29 金
30 水		30 土
31 木		31 日

※ 特別支援学校 赤字 高等学校 黒字 市立養護学校 青字

